【EU】緊急時失業リスク緩和支援(SURE)規則の施行 —新型コロナウイルス感染症を理由とした失業の抑制—

海外立法情報課 濱野 恵

*新型コロナウイルス感染症関連の経済対策の一環として、2020年5月、欧州委員会は、労働時間を短縮しつつ雇用を維持し、所得補助を行う各加盟国の制度に対し、EU が融資による財政支援を行う「緊急時失業リスク緩和支援(SURE)」を創設する規則を公布・施行した。

1 背景·経緯

新型コロナウイルス感染症の流行による経済への影響に対応するため、欧州委員会は、2020年3月13日、経済対策の概要を示す政策文書「新型コロナウイルス感染症に対する協調的な経済対策」(COM(2020)112 final)を公表し、マスク等の個人用保護具等の確保、加盟国の財政出動支援、国境管理に関するガイドラインの発出等を行った¹。

次いで、2020年4月2日、欧州委員会は、更なる経済対策の概要を示す政策文書「コロナウイルス対策:命と生活を守るために利用可能な全ての資金及び手段を用いる」(COM(2020)143 final)を公表した。この一環として、事業者が雇用維持のために労働者の労働時間を一時的に短縮しつつ、政府の援助を受けて労働者に所得補助を行う各加盟国の制度²に対し、EU が融資を行う一時的な枠組みとして、緊急時失業リスク緩和支援(Support to mitigate Unemployment Risks in an Emergency: SURE)を創設する理事会規則案(COM(2020)139 final)を提案した。同年5月20日、規則案は、「新型コロナウイルス感染症を受け、緊急時における失業リスク緩和を一時的に支援するための欧州における仕組み(SURE)を創設する理事会規則」³(Council Regulation (EU) 2020/672.以下「SURE 規則」)として公布され、同日施行された。

2 規則の概要

SURE 規則の根拠規定は、EU 運営条約第 122 条である。同規則は、全 16 か条で構成され、公布と同時に施行される(第 16 条)。なお、EU 離脱の移行期間中であるイギリスは同規則の適用対象外となる(第 15 条)。

(1) 目的

SURE は、新型コロナウイルス感染症の流行による深刻な経済的混乱を経験している又はその恐れがある加盟国を EU が財政的に支援する一時的な枠組みとして創設された。支援対象となるのは、主として、各加盟国において、労働者を失業と所得喪失から保護するため、被雇用者の労働時間を短縮する代わりに公的な所得補助を行う措置又は自営業者に対する同様の措置(以下「時短措置等」)である。また、付随的に、特に職場における保健関係の措置も対象とな

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月10日である。

¹ 濱野恵「【EU】新型コロナウイルス感染症対策」『外国の立法』283-2 号, 2020.5, pp.2-3. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11488103 po 02830201.pdf?contentNo=1>

² 日本における雇用調整助成金と同様の目的を有する制度を指す。

³ Council Regulation (EU) 2020/672 of 19 May 2020 on the establishment of a European instrument for temporary su pport to mitigate unemployment risks in an emergency (SURE) following the COVID-19 outbreak, OJ L159, 2020.5. 20. http://data.europa.eu/eli/reg/2020/672/oj

る(第1条)。

(2) 支援の条件及び手順

新型コロナウイルス感染症の流行により生じた例外的な経済社会的影響に対応するための時 短措置等の導入等により、2020年2月1日時点で公的支出が急増した加盟国は、EUに SURE による支援を要請することができる(第3条)。

EU の支援は、加盟国に対する融資の形をとる。この目的のため、欧州委員会には、EU の代 理として、資本市場又は金融機関から資金を借り入れる権限が与えられる(第4条)。

加盟国の要請を受けて、欧州委員会は、当該加盟国における時短措置等に直接関係する支出 の増大の状況を確認し、EU 理事会に対し、当該加盟国への支援を行うための実施行為4の案を 提案する。EU 理事会が案を採択すれば、当該加盟国への融資が可能となる。実施行為には、融 資額等の詳細、当該加盟国が支援の条件に適合していることの査定、支援対象となる時短措置 等の説明等に関する事項を含める(第6条)。

(3) 支援の規模及び上限

SURE による融資は、総額 1000 億ユーロ5を上限とする(第5条)。融資額が多い順から上 位3か国の合計融資額は、上限額の60%(600億ユーロ)を超えてはならず、また、各年にEU が支払うべき額は、上限額の10%(100億ユーロ)を超えてはならない(第9条)。

(4) 加盟国による保証

加盟国は、SURE のために EU が行う借入を再保証 (counter-guarantee) することができる。 (第 11 条)。加盟国の保証を裏付けとして、EU が有利な条件で資金の借入を実現できるよう になることが期待されている6。SURE による財政支援は、融資上限額の少なくとも 25% (250 億ユーロ)について、全ての加盟国が、EUの国民総所得(GNI)に各加盟国が占める割合に応 じて保証を行った場合に、初めて可能になる(第12条)。

(5) 期限及び報告

SURE は、2022 年 12 月 31 日までの時限措置とする。欧州委員会は、SURE が利用可能とな ってから6か月以内に(その後は6か月ごとに)、SUREの利用状況及びSURE規則の適用が 正当化される例外的な状況が継続しているかについて報告し、適切な場合には、SURE の期限 延長を EU 理事会に提案することができる。欧州委員会の提案を受けて、EU 理事会は、提案ご とに6か月間、SUREの期限を延長することができる(第12条、第14条)。

参考文献

- · Christina Dias and Alice Zoppè, "The SURE: Main Features," Briefing, 2020.4. European Parliament website https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/645721/IPOL BRI(2020)645721 EN.pdf>
- · Alessandro D'Alfonso, "Temporary support to mitigate unemployment risks in an emergency (SURE)," At a Glance, 2020.4. European Parliament website https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2020/649375/EPRS ATA (2020)649375 EN.pdf>

^{4 「}実施行為 (implementing acts) 」は、法的拘束力を有する EU の行為のために EU 内で一律の条件が必要とされ る場合に欧州委員会が採択するもの(EU 運営条約第291条第2項)で、実施規則、実施指令、実施決定がある。 庄司克宏『新 EU 法 基礎編』岩波書店, 2013, pp.105-106, 209-210.

⁵¹ユーロは約118円(令和2年6月分報告省令レート)。

⁶ European Commission, "Proposal for a Council Regulation on the establishment of a European instrument for tempo rary support to mitigate unemployment risks in an emergency (SURE) following the COVID-19 outbreak," COM(20 20) 139 final, 2020.4.2, pp.6-7. ">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:139:FIN>">https://eur-lex.europa.eur